

○厚生労働省告示第四百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一の百九の項から百十二の項までの項中

米国薬局方

を

米国薬局方

インステイチュート

フオア リファレンス マテリアルズ アンド メジャーメント

に改める。

別表第二に次のように加える。

五	血液検査用ヘモグロビン キット	インターナショナル カウンシル フオア スタンダー
		ディゼイション イン ヘマトロジ
		クリニカル アンド ラボラトリ スタンダーズ イン
		ステイチュート